

第3章 參考資料

目次

前文

第一章 総則(第一条一第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条一第十八条)

第三章 奈良県男女共同参画審議会(第十九条)

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例(平成九年三月奈良県条例第二十四号)を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような、状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわりなく、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人权が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における

方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。(性別による人権侵害)

第七条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当

たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第十一條 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第十二條 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第十三條 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第十四條 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第十五條 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六條 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第十七條 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十八條 知事は、毎年一回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第三章 奈良県男女共同参画審議会

第十九條 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとするため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会設置要綱

(規定)

第1 奈良県男女共同参画推進条例第19条第7項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し以下のように定める。

(会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第3 審議会は、会長が招集する。

(意見等の聴取)

第4 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第5 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について検討する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

(その他)

第6 審議会の庶務は、女性活躍推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会委員

(五十音順、敬称略)

【平成29年7月1日現在】

神田佳和 (一社) 奈良経済産業協会専務理事

北島博美 奈良県指導農業士会

島本太香子 奈良大学教養部教授(産婦人科医)

杉井潤子 京都教育大学教育学部教授

須崎康恵 奈良県立医科大学女性研究者支援センター・マネージャー

多賀太 関西大学文学部教授

高榮耕平 日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長

瀧井智美 株式会社 ICB 代表

坪井美佐 公募委員

中川幾郎 帝塚山大学名誉教授

西村拓生 奈良女子大学文学部教授

松岡悦子 奈良女子大学生活環境科学系教授

松谷操 公募委員

山崎靖子 弁護士

山本忠行 奈良県老人福祉施設協議会副会長

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るために、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は健康福祉部こども・女性局長をもって、副幹事長は健康福祉部こども・女性局次長をもって、幹事は別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な業務
- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進委員会議及びワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めたときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本部の事務)

第7条 本部の事務は、健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月20日から施行する。

別記1 本部員

総務部長	知事公室長	危機管理監	地域振興部長
南部東部振興監	観光局長	健康福祉部長	こども・女性局長
医療政策部長	くらし創造部長	産業・雇用振興部長	農林部長
県土マネジメント部長	まちづくり推進局長	会計管理者	水道局長
教育育長	警察本部長		

別記2 幹事

総務部

知事公室	広報広聴課長	政策推進課長	国際課長
	安全・安心まちづくり推進課長		

総務部	総務課長	行政経営課長	人事課長
-----	------	--------	------

地域振興部	企画管理室長	教育振興課長
-------	--------	--------

健康福祉部	企画管理室長	地域福祉課長	障害福祉課長
	地域包括ケア推進室長		長寿社会課長

こども・女性局	女性活躍推進課長	子育て支援課長	こども家庭課長
---------	----------	---------	---------

医療政策部	企画管理室長	地域医療連携課長	医師・看護師確保対策室長
	病院マネジメント課長	保健予防課長	薬務課長

くらし創造部	企画管理室長	青少年・社会活動推進課長	人権施策課長
--------	--------	--------------	--------

産業・雇用振興部	企画管理室長	地域産業課長	産業振興総合センター所長
	企業立地推進課長	雇用政策課長	

農林部	企画管理室長	担い手・農地マネジメント課長	林業振興課長
-----	--------	----------------	--------

県土マネジメント部	企画管理室長
-----------	--------

会計局	総務課長
-----	------

水道局	総務課長
-----	------

教育委員会	企画管理室長	教職員課長	学校教育課長
	保健体育課長	教育研究所長	人権・地域教育課長

警察本部	警務部参事官
------	--------

附 則

平成 8年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成19年7月3日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成23年10月3日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成24年7月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

(目的)

第1条 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。

- (1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関すること。
- (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）の理念を踏まえた「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」の具体化に向けての取組及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会づくりのために必要な事業に関すること。

2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

(構成)

第3条 県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。

2 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議には、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が選出するものとする。

4 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 県民会議に必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、奈良県健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。

2 県民会議の設立当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

3 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附則 平成20年4月1日から施行する。

附則 平成22年4月1日から施行する。

附則 平成23年4月1日から施行する。

附則 平成28年4月1日から施行する。

平成29年度 奈良県男女共同参画県民会議委員名簿

(組織名50音順 敬称略)

No.	委員氏名	ふりがな	組織名
1	東山 香子	ひがしやま きょうこ	ガールスカウト奈良県連盟
2	音田 昌子	おんだ まさこ	くらしと文化研究所
3	尾形 里加	おがた りか	公募委員
4	棚橋 美枝子	たなはし みえこ	公募委員
5	西川 ひろこ	にしかわ ひろこ	公募委員
6	福嶋 一久男	ふくしま いくお	公募委員
7	井上 智恵子	いのうえ ちえこ	国際ソロブチミスト奈良
8	川崎 和子	かわさき かずこ	大学女性協会奈良支部
9	中谷 博幸	なかたに ひろゆき	奈良いのちの電話協会
10	武田 千加代	たけだ ちかよ	奈良NPOセンター
11	竹本 千絵	たけもと ちえ	奈良経済産業協会
12	青山 信房	あおやま のぶふさ	奈良県医師会
13	今西 浩美	いまにし ひろみ	奈良県看護協会
14	山下 勝功	やました かつのり	奈良県銀行協会
15	森 一臣	もり かずおみ	奈良県建設業協会
16	高田 利之	たかだ としゆき	奈良県歯科医師会
17	吉田 誠克	よしだ まさかつ	奈良県市長会
18	細谷 志帆	ほそや しほ	奈良県社会福祉協議会
19	中村 美哉子	なかむら みやこ	奈良県商工会議所連合会
20	東 せつこ	ひがし せつこ	奈良県商工会連合会
21	奥田 京子	おくだ きょうこ	奈良県食生活改善推進員連絡協議会
22	泉岡 喜美子	いずおか きみこ	奈良県女性経営研究会
23	田野瀬 太樹	たのせ たいき	奈良県私立中学高等学校連合会
24	西久保 宏之助	にしくぼ こうのすけ	奈良県身体障害者福祉協会連合会
25	山崎 孝史	やまとざき たかし	奈良県信用金庫協会
26	仁禮 雅子	にれい まさこ	奈良県生活協同組合連合会
27	坂口 好永	さかぐち よしえ	奈良県退職女教師の会
28	佐野 純子	さの すみこ	奈良県地域づくり団体協議会
29	中島 祐子	なかじま さちこ	奈良県地域婦人団体連絡協議会
30	中畔 啓至	なかあぜ ひろし	奈良県中小企業団体中央会
31	山村 吉由	やまむら よしゆき	奈良県町村会
32	吉川 訓徳	よしかわ くにのり	奈良県農業協同組合
33	竹内 直美	たけうち なおみ	奈良県農村生活研究グループ協議会
34	今川 敦史	いまがわ あつし	奈良県病院協会
35	今西 美弥子	いまにし みやこ	奈良県婦人教育推進会
36	小林 優美子	こばやし ゆみこ	奈良県保育協議会
37	平井 豊子	ひらい とよこ	奈良県母子福祉連合会
38	藤原 将美	ふじわら まさみ	奈良県ボランティア連絡協議会
39	森井 信子	もりい のぶこ	奈良県民生児童委員連合会
40	須崎 康恵	すぎさき やすえ	奈良県立医科大学女性研究者支援センター
41	梅田 直美	うめだ なおみ	奈良県立大学
42	中西 幸有里	なかにし さゆり	奈良県老人福祉施設協議会
43	香川 明英	かがわ あきひで	なら人権情報センター
44	吉村 和泉	よしむら いずみ	奈良新聞社
45	三村 样一	みむら しょういち	奈良地方法務局人権擁護課
46	戸城 杏奈	としろ あんな	奈良弁護士会
47	寺西 健二	てらにし けんじ	奈良労働局雇用環境・均等室
48	菱川 節	ひしかわ みさお	21世紀職業財団関西事務所
49	佐藤 之雄	さとう ゆきお	日本ボーイスカウト奈良県連盟
50	椋本 麻友	むくもと まゆ	日本労働組合総連合会奈良県連合会
51	松谷 操	まつたに みさお	部落解放同盟奈良県連合会
52	吉田 浩巳	よしだ ひろみ	大和・まほろばNPOセンター
53	堀川 忠道	ほりかわ ただみち	奈良県教育委員会事務局
54	福西 清美	ふくにし きよみ	奈良県こども・女性局

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号
同一一年一二月二二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はずつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会にお

ける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにつかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)
(法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則(第一条一第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条一第十四条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条一第二十五条)
- 第五章 雜則(第二十六条一第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条一第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する

職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する

労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を

- 行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (財政上の措置等)

- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が

優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立（国連憲章採択）	・衆議院議員選挙法改正（婦人参政権実現）	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採抲（国連総会）		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採抲（国連総会）	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定（国連総会）		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」を採抲 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定（国連総会）	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法（女子教員、看護婦、保母等対象）」公布	
1976 (昭51)	・ILO（国際労働機関）に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正（離婚後の氏の選択）	・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採抲 ・「国連婦人の10年」エスカップ 地域政府間準備会議開催（ニューデリー）		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の法定相続分引上げ）	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採抲（ILO総会） ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共に実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ 地域政府間準備会議開催（東京）		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採抲	・国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・奈良県女性センター」開設
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採抲		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
1992 (平4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1993 (平 5)	・世界人権会議開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	・第4回世界女性会議エスカッブ 地域政府間準備会議開催（ジャカルタ） ・「国際人口・開発会議」開催（カイロ）	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施
1995 (平 7)	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択 (国連人権委) ・第4回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン21－奈良県女性行動計画（第二期）一」策定
1998 (平10)		・「男女雇用機会均等法」改正 (母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」についての答申	
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケート」実施
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」作成
2002 (平14)		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン21（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン21改訂版））」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援」提言最終報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」報告	・「女性の就業環境に関する調査」（新長期ビジョン専門委託調査）実施
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画（第2次））」策定

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	
2009 (平21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	・「女性の就業等意識調査」実施
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 	
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women 正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更 ・「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定 	
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） 	
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	・「女性の社会参加に関する意識調査」実施
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会 (北京+20)（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 	・「女性の活躍促進会議」設置
2016 (平28)			<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」策定 ・課の名称を「女性支援課」から「女性活躍推進課」に変更
2017 (平29)			・「なら女性活躍推進俱乐部」設置

市町村男女共同参画・女性行政担当課（室）一覧

	市町村名	担当部署名	〒	所在地	電話番号	FAX
1	奈良市	市民活動部 男女共同参画課	630-8245	奈良市西之阪町12番地	0742-81-3100	0742-25-0600
2	大和高田市	市民部人権施策課 男女共同参画推進係	635-8511	大和高田市大中100番地1	0745-22-1101	0745-52-2801
3	大和郡山市	市民生活部人権施策推進課 男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1211
4	天理市	くらし文化部男女共同参画課 男女共同参画係	632-0035	天理市守目堂町89	0743-68-2666	0743-68-2665
5	橿原市	市民活動部人権政策課 男女共同参画係	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-21-1090	0744-24-9725
6	桜井市	市長公室人権施策課 男女共同参画係	633-8585	桜井市大字栗殿432-1	0744-42-9111	0744-44-2172
7	五條市	すこやか市民部人権施策課 男女共同参画係	637-0042	奈良県五條市五條4丁目1-3	0747-25-1137	0747-24-4003
8	御所市	市民安全部人権施策課 地域人権教育係	639-2244	御所市柏原235 御所市人権センター内	0745-65-2210	0745-65-2207
9	生駒市	市民部人権施策課 男女共同参画プラザ	630-0257	生駒市元町1丁目6番12号	0743-75-0237	0743-73-0555
10	香芝市	市民環境部地域振興局市民協働課 人権施策係	639-0292	奈良県香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-78-3830
11	葛城市	市民生活部人権施策課 男女共同参画係	639-2123	葛城市忍海262-5	0745-63-1431	0745-65-2502
12	宇陀市	市民環境部人権推進課	633-0292	宇陀市株原下井足17番地の3	0745-82-2147	0745-82-7234
13	山添村	総務課	630-2344	奈良県山辺郡山添村大字大西151番地	0743-85-0041	0743-85-0219
14	平群町	総務防災課 人権・法制審査係	636-8585	奈良県生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	0745-45-6619
15	三郷町	総務部人権施策課	636-8535	奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号	0745-43-7315	0745-73-6334
16	斑鳩町	総務部まちづくり政策課 政策企画調整係	636-0198	奈良県生駒郡斑鳩町宝竜寺西3丁目7番12号	0745-74-1001	0745-74-1011
17	安堵町	総務課	639-1095	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地	0743-57-1511	0743-57-1526
18	川西町	総務部総務課	636-0202	奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1	0745-44-2211	0745-44-4734
19	三宅町	総務部総務課	636-0213	奈良県磯城郡三宅町伴堂689	0745-44-2001	0745-43-0922
20	田原本町	総務部総務課 自治人権推進係	636-0392	奈良県磯城郡田原本町890-1	0744-32-2901	0744-32-2977
21	曾爾村	教育委員会人権啓発係	633-1212	奈良県宇陀郡曾爾村大字今井495番地の1	0745-94-2104	0745-96-2053
22	御杖村	総務課	633-1302	奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地	0745-95-2001	0745-95-6800
23	高取町	住民課	635-0154	奈良県高市郡高取町観覚寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
24	明日香村	教育委員会教育文化課	634-0141	奈良県高市郡明日香村大字川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
25	上牧町	住民福祉部福祉課 人権啓発係	639-0293	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地	0745-76-1001	0745-76-1196
26	王寺町	地域整備部地域交流課 地域交流係	636-0003	奈良県北葛城郡王寺町久度2丁目2番1-501号	0745-33-3000	0745-33-3001
27	広陵町	企画部企画調整課 企画係	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	0745-55-1001	0745-55-1009
28	河合町	教育委員会教育部生涯学習課 生涯学習係	636-0053	奈良県北葛城郡河合町池部2丁目13番地1号	0745-57-2271	0745-57-1165
29	吉野町	町民課	639-3192	吉野郡吉野町大字上市80-1	0746-32-3081	0746-32-3507
30	大淀町	総務部総務課 総務係	638-8501	奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090番地	0747-52-5501	0747-52-4310
31	下市町	総務課 男女共同参画事業係	638-8510	下市町大字下市1960番地	0747-52-0001	0747-54-5055
32	黒滝村	保健福祉課	638-0292	奈良県吉野郡黒滝村寺戸77番地	0747-62-2031	0747-62-2569
33	天川村	住民課	638-0392	奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地	0747-63-0321	0747-63-0329
34	野迫川村	総務課	648-0392	奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地	0747-37-2101	0747-37-2107
35	十津川村	総務課	637-1333	奈良県吉野郡十津川村小原225-1	0746-62-0001	0746-62-0210
36	下北山村	住民課 男女共同参画担当係	639-3803	奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983番地	07468-6-0001	07468-6-0377
37	上北山村	住民課 女性対策係	639-3701	奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地	07468-2-0001	07468-3-0265
38	川上村	住民福祉課	639-3594	奈良県吉野郡川上村大字追1335-7	0746-52-0111	0746-52-0345
39	東吉野村	総務企画課	633-2492	奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地	0746-42-0441	074642-0446